

座間市立相模中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

しかしながら、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ということから、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、また、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

II いじめの未然防止のための取組

1 いじめの防止のための共通理解と学校体制の確立

- ・ いじめは決して許されないという共通理解をし、全職員で生徒を見守っていくために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全職員に周知していく
- ・ いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく

2 生徒との信頼関係の確立

- ・ 生徒と温かい信頼関係を作り上げていくために、教職員は日ごろから生徒の心に寄り添うことを心がける
- ・ 生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく
- ・ 生徒と同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共有し、生徒の些細な言動から個々の生徒の状況を推し量ることができる感性を高めていく

3 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

- ・ 学校の教育活動全体を通じて、生徒が他人を思いやることができる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育を充実させていく
- ・ 体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒の他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てていく

4 生徒の自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるようにする
- ・ 教職員が生徒に対して愛情を持ち、温かい声かけを行うことで、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく
- ・ 学年や学級、部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく

5 保護者や地域に開かれた学校づくり

- ・ 日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、保護者研修会の開催やホームページ、学校だより等による広報活動を積極的に行う

III いじめの早期発見

1 いじめのサインを受け取るために

- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日ごろから生徒の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築等に努める
- ・ 生徒が発する小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める

2

教育相談をととした把握

- ・学校全体をととして定期的な面談の実施や、生徒が希望するときには面談ができる教育相談体制を確立する
- ・生徒や保護者に啓発することにより、いじめられている生徒や周りの生徒たちが相談しやすくなるようにし、いじめの早期発見につながるようにする

3

アンケート調査による把握

- ・定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒を客観的に把握する
- ・実施方法（記名式等）については、状況に応じて配慮して実施する

IV いじめの早期対応

1

いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をする
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制のもと対応する
- ・事実確認を行う場合は、複数の教職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等の取扱には十分に注意を払う
- ・いじめが犯罪行為と認められる場合は、座間警察署に相談して対処する

2

問題解決のための適切な指導と支援

- ・事実確認するとともに、いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め心の安定を図る
- ・いじめられている生徒を最後まで守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を取り除き、心身の安全を保障する
- ・家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に説明する
- ・いじめを受けた生徒が学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組む
- ・解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う
- ・いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、自らの行為の責任を自覚させるよう適切かつ毅然と指導する
- ・いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに座間警察署に通報し、適切に援助を求める

V ネット上のいじめへの対応

1

未然防止のために

- ・インターネット上で発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処することができるよう、情報モラル研修等必要な啓発活動を行う

2

早期発見・早期対応のために

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して速やかに削除する措置をとる。必要に応じて法務局または横浜地方法務局の協力を求める
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに座間警察署も含めた外部の専門機関に援助を求める

3

事案解決後の対応

- ・書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにする

VI いじめ問題に取り組む組織の設置

- ・学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置する
- ・「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の構成員
管理職、教務担当、生徒指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭 他
※ 組織の下に部会を設ける、既存の委員会に役割を振ることも可能
外部人材が入れるような工夫
拡大して対応できるような工夫
重大事態の調査のための組織の母体ともなりうる
- ・組織の役割
未然防止の推進
いじめの相談・通報窓口
発見されたいじめ事案への対応、報告
学校いじめ防止基本方針、年間計画の策定・検証・見直し
重大事案への対応

VII 重大事態への対処

1

重大事態の意味

- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・自殺を企図した場合
- ・生徒及びその保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- ・いじめを原因として相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間30日を目安）

2

重大事態の調査

- ・生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに座間市教育委員会や座間警察署等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応する
- ・この調査組織の構成員は、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・この調査は、客観的な事実関係を明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う

3

調査結果の提供及び報告

- ・事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その調査結果をいじめられた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する